騒音規制法・振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例の概要

	騒音規制法	振動規制法	三重県生活環境の保全に関する条例
	(昭和 43 年法律第 98 号)	(昭和 51 年法律第 64 号)	(平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号)
目的	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発	「三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)の理念に
	生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとと	生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うととも	のっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活に
	もに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活	に、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生	おける環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るため
	環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」として	活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」とし	の措置その他の環境の保全について必要な事項を定めることに
	いる。	ている。	より、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持
			及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進
			し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的」
			としている。
規制	規制対象施設となる特定施設は、「工場又は事業場に設置される	規制対象施設となる特定施設は、「工場又は事業場に設置される	規制対象となる指定施設は、「工場又は事業場(以下「工場等」
対象	施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める	施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定める	という。)に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、
施設	もの」とされており、騒音規制法施行令(昭和 43 年政令第 324	もの」とされており、振動規制法施行令(昭和 51 年政令第 280	粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質(以下「ばい煙等」とい
	号)において特定施設として、「空気圧縮機及び送風機(原動機		う。)を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって
	の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)」を含む 11 種の施設が	7.5kW 以上のものに限る)」を含む 10 種の施設が定められてい	規則で定めるもの」とされており、条例施行規則(平成 13 年 3
	定められている。	る。	月27日三重県規則第39号)において指定施設として、騒音関
			係施設として「空気圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上で
			あること。)」を含む 35 種の施設が定められており、振動関係施
			設として「圧縮機 (冷凍機を除く。) (原動機の定格出力が 7.5kW
			以上であること。)」を含む 22 種の施設が定められている。
			ただし、下記を除く。(振動も同様)
			1 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域にお
			いては、この表の中欄に掲げる施設から同法第2条第1項に
			規定する特定施設を除く。
			2 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1項の規定
			により指定された地域内の同法第2条第2項に規定する特定
			工場等に設置されるものを除く。
			3 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域内の
In the			工場等に設置されるものを除く。
規制		<u>都道府県知事や市長・特別区長が指定した地域</u> に特定施設を設	
	置する場合は、当該施設を設置する30日前までに市町村長や特別である。	置する場合は、当該施設を設置する30日前までに市町村長や特	市町長等に届出を行わなければならず、届け出なかった場合は、
	別区長に届出を行わなければならず、届け出なかった場合は、	別区長に届出を行わなければならず、届け出なかった場合は、	罰則の対象となる。また、規制基準を超える騒音又は振動により 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	罰則の対象となる。また、規制基準を超える騒音により周辺の	罰則の対象となる。また、規制基準を超える振動により周辺の	り周辺の生活環境が損なわれていると認められる時には、市町
		生活環境が損なわれていると認められる時には、市町村長や特	長等による改善勧告や改善命令の対象となる。
	別区長による改善勧告や改善命令の対象となる。	別区長による改善勧告や改善命令の対象となる。	